四　仮想移動電気通信サービス
五　ＤＳＬアクセスサービス
六　ＦＴＴＨアクセスサービス
七　ＣＡＴＶアクセスサービス
八　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス
九　ＦＷＡアクセスサービス
十　ＩＰ電話サービス
十一　インターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備であつて、第八号又は第九号に掲げる役務の提供に用いられるものを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務に限る。）
十二　第二号から第四号まで及び前号に掲げるもの以外のインターネット接続サービス
十三　前各号に掲げる電気通信役務以外の法第二十六条第一項各号に掲げるもの

備考　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

一　携帯電話端末・ＰＨＳ端末サービス　携帯電話の役務（無線・ＰＨＳインターネット専用サービスを除く。以下この号において同じ。）又はＰＨＳの役務並びに携帯電話端末又はＰＨＳ端末からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（以下「無線端末系伝送路設備」という。）（その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末又はＰＨＳ端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務

二　無線・ＰＨＳインターネット専用サービス　携帯電話端末・ＰＨＳ端末サービスの提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（以下「無線インターネット利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

三　仮想移動電気通信サービス　移動端末設備（無線インターネット利用者設備に限る。）を用いて利用される電気通信役務であつて、無線端末系伝送路設備に当該移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）

四　ＤＳＬアクセスサービス　アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

五　ＦＴＴＨアクセスサービス　その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）

六　ＣＡＴＶアクセスサービス　有線テレビジョン放送施設（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送のうち、同条第十八号に規定するテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（ＦＴＴＨアクセスサービスを除く。）

七　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス　利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（携帯電話端末・ＰＨＳ端末サービス及び無線・ＰＨＳインターネット専用サービスの役務を除く。）

八　ＦＷＡアクセスサービス　その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が当該無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

九　ＩＰ電話サービス　端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務

十　インターネット接続サービス　インターネットへの接続を可能とする電気通信役務

様式第一中「第４条第１項」の次に「、第４条の２第１項」を、「電気通信事業登録」の次に「（登録更新）」を「第９条」の次に「（第12条の２）」を、「の登録」の次に「（登録の更新）」を加える。

様式第二中「第４条第２項」の次に「、第４条の２第２項」を、「登録」の次に「（登録の更新）」を、「第12条第１項第１号から第３号まで」の次に「（電気通信事業法第12条の２第２項の規定により準用する同法第12条第１項第１号から第３号まで）」を加える。

様式第三中「第４条第３項第１号」の次に「、第４条の２第３項第１号」を加える。

様式第四中「第４条第３項第２号」の次に「、第４条の２第３項第２号」を加え、

29　電報	
30　上記１から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	受付及び配達の業務を行う場合
	受付及び配達の業務を行わない場合

を

29　ドメイン名電気通信役務	第59条の２第１項第１号イに掲げるもの
	第59条の２第１項第１号ロに掲げるもの
	第59条の２第１項第２号に掲げるもの
30　電報	受付及び配達の業務を行う場合
31　上記１から30までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	受付及び配達の業務を行わない場合

に改め、同様式の注４中「昭和63年郵政省令第46号。」を削り、同様式中注９を注10とし、注８を注９とし、注７の次に次のように加える。

８　ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の２第１項第１号イに掲げるもの」又は「第59条の２第１項第１号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。